

## 議案第37号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、個人番号を利用することができる事務を追加することに伴い、改正する必要があるからである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年愛西市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

3 市長	愛西市子ども医療費支給条例（平成17年愛西市条例第98号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	愛西市母子・父子家庭医療費支給条例（平成17年愛西市条例第99号）による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	愛西市障害者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第105号）による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	愛西市精神障害者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第106号）による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に準じて行う後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「税額又は」を「税額若しくは」に改め、「に関する情報」の次に「（以下「地方税関係情報」という。）」を加え、「以下、」を「以下」に改め、同表に次のように加える。

2 市長	愛西市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33
------	---	---

		年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	愛西市母子・父子家庭医療費支給条例による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	愛西市障害者医療費支給条例による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	愛西市精神障害者医療費支給条例による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

		めの法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	高齢者の医療の確保に関する法律に準じて行う後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。